

古代戸籍に見える二倍年暦の影響

—「延喜二年籍」「大宝二年籍」の史料批判—

古田史学の会 古賀達也

1.はじめに

古田武彦氏は、倭人伝に見える倭人の長寿記事(80~100歳)等を根拠に、二倍年暦の存在を提唱された(注①)。本稿では、この二倍年暦による年齢計算の影響が古代戸籍に及んでおり、それが「庚午年籍」(670年)造籍時に始まる可能性について論じる。

2.『阿波国戸籍』の超長寿群

わたしが古代戸籍に関心を抱いた理由は、各種史料に見える古代人の長寿記事(二倍年齢表記)の存在により、二倍年暦の痕跡が古代戸籍に残っているのではないかとする作業仮説が発端であった。具体的には、延喜二年(902年)成立の『阿波国戸籍』に当時としては有り得ないような多くの長寿者が記されており、阿波国ではこの時代まで二倍年齢表記が残存していたのではないかと疑ったのが研究の始まりである(暦は一倍年暦の時代)。その年齢分布は次の通りだ。

【延喜二年阿波国戸籍】

年齢層	男	女	合計	(%)
1~ 10	1	0	1	0.2
11~ 20	5	1	6	1.5
21~ 30	8	15	23	6.6
31~ 40	4	34	38	9.3
41~ 50	8	71	79	19.2
51~ 60	2	61	63	15.3
61~ 70	1	70	71	17.3
71~ 80	8	59	67	16.3
81~ 90	6	34	40	9.7
91~100	5	13	18	4.4
101~110	1	3	4	1.0
111~120	1	0	1	0.2
合計	50	361	411	100.0

※出典:平田耿二『日本古代籍帳制度論』1986年、吉川弘文館

同戸籍は現代の日本社会以上の高齢者分布を示しており、高齢層の寿命はとて十世紀初頭の日本人の一般的な寿命とは考えられない。そこで、わたしはこの高齢表記を二倍年暦を淵源とする二倍年齢ではないかと考えた。すなわち、暦法は一倍年暦に変更されても、人の年齢計算は1年で2歳とする、古い二倍年齢表記が阿波国では継続採用されていたのではないかと思ったのである。ところがこれが大きな思い違いであった。

3.古代戸籍における偽籍の痕跡

延喜二年『阿波国戸籍』に見える、当時としては有り得ないような多くの長寿者は二倍年齢表記によるものではないかと考えたわたしは、古代戸籍に関する先行研究を調査した。そうすると、律令支配体制が形骸化していた九～十世紀頃には、班田収受で得られた田畑の所有権を維持するために、造籍時に死亡者の除籍を届け出ず、年齢を書き加えて生きていることにするという偽籍行為が頻出していたことが研究により判明していることを知った。すなわち、延喜二年『阿波国戸籍』に見える高齢者たちは既に亡くなっており、戸籍に登録されているからといって、その当時に長寿者がいたと判断することはできないのである。

そこで、『阿波国戸籍』の長寿表記が偽籍という行為(死亡者の除籍を行わなかった)の結果なのか、二倍年齢表記によるものなのかを検討した。その結論は、二倍年齢表記と考えることは困難ではないかというものであった。たとえば、同戸籍から親子関係(特に母子関係)がわかる人物があり、もし二倍年齢であればその年齢差は、おおよそ一世代を20年とするなら、二倍表記で40歳ほどの年齢差が多いはずだ。しかし、実際は通常の一世代差の20歳差くらいである。例えば80歳の高齢者の子供の年齢が60歳という具合だ。もし二倍年齢であれば、80歳(一倍年齢の40歳)の親と40歳(一倍年齢の20歳)の子供というような年齢表記差になるはずだが、そうではなかった。

また同戸籍の偽籍の痕跡として、子供や成人男子の数が極めて少ないということがあげられる。これも徴用・徴兵という義務から逃れるために、男子の戸籍登録をしなかったと推定されている。こうして、偽籍という概念により、長寿表記の謎が解決したと思われたのだが、同戸籍を精査すると、事態は複雑な問題へと発展した。

4.一倍年齢と二倍年齢の併存

平田耿二氏は『日本古代籍帳制度論』(1986年、吉川弘文館)において、延喜二年『阿波国戸籍』に見える長寿者の多さ、そして若年層と成人男子の少なさは約30年間に及ぶ偽籍という行為(死亡者の除籍を行わなかった)とその後の約40年間に出生者の戸籍登録を徐々に行わなくなった結果であるとされた。それは延喜二年(902年)に至る70年間の造籍時(6年毎に造籍を実施)に不正戸籍登録が、それこそ地方官僚ぐるみで実施されたことを意味する。もはや中央政府の権威や権力が地方(阿波国)に及んでいなかったことを同戸籍は示して

いる。

わたしは平田氏の研究を知り、同戸籍に記された各戸の家族構成とその年齢を精査してみると、単に死亡者の年齢を造籍時に加算するという偽籍操作だけでは説明しにくい家族の存在に気づいた。たとえば次の粟凡直成宗の戸(家族)だ。

【延喜二年『阿波国戸籍』、粟凡直成宗の戸】

戸主 粟凡直成宗 五七歳
父(戸主の父) 従七位下粟凡直田吉 九八歳
母(戸主の母) 粟凡直貞福賣 百七歳
妻(戸主の妻) 秋月粟主賣 五四歳
男(戸主の息子) 粟凡直貞安 三六歳
男(戸主の息子) 粟凡直浄安 三一歳
男(戸主の息子) 粟凡直忠安 二九歳
男(戸主の息子) 粟凡直里宗 二〇歳
女(戸主の娘) 粟凡直氏子賣 三四歳
女(戸主の娘) 粟凡直乙女 三四歳
女(戸主の娘) 粟凡直平賣 二九歳
女(戸主の娘) 粟凡直内子賣 二九歳
孫男(戸主の孫) 粟凡直恒海 十四歳
孫男(戸主の孫) 粟凡直恒山 十一歳
姉(戸主の姉) 粟凡直宗刀自賣 六八歳
妹(戸主の妹) 粟凡直貞主賣 五〇歳
妹(戸主の妹) 粟凡直宗継賣 五〇歳
妹(戸主の妹) 粟凡直貞永賣 四七歳
(後略)

この戸主の粟凡直成宗(57歳)の両親(父98歳、母107歳)の年齢と、その子供たちの年齢(47~68歳)が離れすぎており、もしこれが事実なら、母親はかなりの高齢出産(出産年齢39~60歳)を続けたことになる。このような高齢出産は考えにくいので、この戸主の両親の年齢は、没後に年齢加算し続けたとする単純な偽籍ではうまく説明できない。そこで、わたしはこの両親の年齢は二倍年齢あるいは二倍年齢加算の結果ではないかと考えた。しかし、両親以外の家族の年齢は通常の一周年による年齢構成であることから、何らかの年齢操作が両親を中心に行われたように思われる。更に、両親とその子供たちとの年齢も離れすぎており、不自然である。

そこで一案として、両親が成人する頃までは二倍年齢で年齢表記がなされ、その後は通常の一周年により造籍時に年齢加算登録されたというケースを推定してみた。具体的には

次のようである。

戸主の姉(宗刀自賣。長女か)の年齢が 68 歳であり、母の出産年齢は $107-68=39$ 歳となる。これが二倍年齢表記であれば出産年齢は半分の 19.5 歳であり、初産年齢(長女を出産)として問題ないと思われる。

次に長女(宗刀自賣)と二人目の子供である長男(戸主)の年齢差が 11 歳あり、やや間が開いているように思われる。そこで、長女の年齢も長男(戸主)誕生までは二倍年齢で計算されていたと考えれば、その年齢差は 5.5 歳となり、ややリーズナブルとなる。もちろん両者の誕生の間に兄弟姉妹が生まれていたが、延喜二年の造籍時には亡くなっていたケースもあり、実際に 11 歳差だったのかもしれない。

このような少年期の二倍年齢計算による偽籍(年齢操作)を想定すれば、戸主の両親のみの超長寿の説明が一応は可能だ。もしそうであれば、両親が幼少期の頃は律令に規定された暦法(一倍年暦)とは別に、古い二倍年暦を淵源とする二倍年齢という年齢計算法が記憶されており、阿波地方の風習として存在していたのかもしれない。わたしが子供の頃には「満年齢」と「数え年齢」が併存していたようにだ。

5. パラオでの一倍年齢と二倍年齢の併存

延喜二年『阿波国戸籍』に見える「一倍年齢と二倍年齢の併存」表記と類似した現象が南洋のパラオに遺っていることを古田氏が紹介している。

『古代史の未来』(明石書店、1998 年)の「24 二倍年暦」において、古田氏は古代日本や中国で採用された二倍年暦の発生地を南太平洋領域(パラオ)とされ、「パラオ→日本列島→黄河領域」という二倍年暦の伝播ルートを提唱された。そして、「25 南方民族征服説」ではパラオに現存する墓石の写真を掲載し、「パラオの習俗(二倍年暦) — 墓石に一八二六生、一九七七没」と紹介されている。古田氏から直接うかがった話しでは、パラオでは近年でも年齢を二倍年齢で計算する習俗が遺っており、この墓石のケースでは、一九七七年に二倍年齢の 151 歳(一倍年暦での 75.5 歳)で没した人の生年を、一倍年暦での 151 歳と誤解して逆算し、その結果、「一八二六生」と墓石に記されたものと考えられるとのことであった。

このように、新しい一倍年暦と古い習俗二倍年齢が併存している社会(パラオ)ではこのような現象が発生しうるのである。延喜二年『阿波国戸籍』の超長寿表記も、偽籍と共にこの可能性も考慮する必要があるだろう。

6. 古代戸籍における偽籍の背景

延喜二年『阿波国戸籍』には各種の偽籍がなされていると考えられる。たとえば、班田の没収を避けるため、死亡者を除籍せずに年齢加算し登録するという偽籍による高齢者の増加現象。兵役や徴用を逃れるために男子を戸籍に登録しない、あるいは女性として登録する

という偽籍による女性比率の増加現象。そして、婚姻による他家への転籍者を除籍をせず、班田を維持するための偽籍による高齢女性の増加現象。更には、班田受給年齢の6歳にはやく到達するため、二倍年齢による年齢加算という偽籍による幼年者減少などの痕跡が見て取れる。

粟凡直成宗の両親(父98歳、母107歳)が飛び抜けた超長寿として偽籍されている理由については不明であるが、父が「従七位下粟凡直田吉」として登録されていることから、「従七位下」という位階を持つために偽籍されたのかもしれない。この偽籍によりどのようなメリットがあるのかは不明だが、たとえば五位以上であれば「位田」が受給できることから、「従七位下」でも何らかの特典があったのかもしれない。

延喜二年『阿波国戸籍』のように、偽籍が顕著に認められるケースもあれば、それほどでもない戸籍もある。しかし、古代戸籍を歴史研究の史料として使用する場合は、この偽籍の可能性を検討したうえで使用しなければならない。文献史学における基本作業としての史料批判が古代戸籍にも不可欠なのである。すなわち、どの程度真実が記されているのか、どの程度信頼してよいのかという基本調査(史料批判)が必要だ。ある古代戸籍に長寿者が記録されているという史料事実を無批判に採用して、その時代の寿命の根拠(実証)とすることは学問的手続きを踏んでおらず、その結論は学問的に危ういものとなるからである。

7. 九世紀での讃岐国の二倍年齢

延喜二年『阿波国戸籍』に古い二倍年齢の痕跡があることを紹介したが、この時代にも民衆の間では二倍年齢で年齢計算されていたのではないかと思われる史料がある。それは、平安時代を代表する学者・詩人であり、政治家でもあった菅原道真の漢詩「路遇白頭翁」(路に白頭翁に遇ふ)だ。ちなみに菅原道真は、仁和二年(886年)から寛平二年(890年)までの四年間、讃岐国司の長官である讃岐守として讃岐で時を過ごしている。延喜二年(902年)の造籍の十年ほど前で、この漢詩はほぼ同時代の成立である。

『菅家文草』に収録されている「路遇白頭翁」は、讃岐の国司となった道真と道で出会った白髪の老人との問答を漢詩にしたものだ。その老人は自らの年齢を「九十八歳」と述べたことから、道真は次のように問う。

「その年で若々しい顔なのはどのような仙術ゆえか。すでに妻子もなく、また財産もない。姿形や精神について詳しく述べよ。」

この問いによれば、都から讃岐に赴任した道真には、道で出会った老人がとても「九十八歳」には見えなかったことがうかがえる。わたしはこの「路遇白頭翁」の年齢記事と延喜二年『阿波国戸籍』の超長寿者を根拠に、九～十世紀の讃岐や阿波には二倍年齢・二倍年齢が遺存していたとする研究「西洋と東洋の二倍年齢 補遺II」を「古田史学の会」関西例会(2003年

4月19日)で口頭発表したことがある。本稿末尾に付した「路遇白頭翁」の口語訳を参照されたい。

8. 日本列島での二倍年暦採用時期

わたしが古代戸籍研究に入った目的は、二倍年暦の痕跡調査のためであった。古田武彦氏が『三国志』倭人伝に見える倭人の長寿記事(その人の寿考、或いは百年、或いは八・九十年)に着目され、弥生時代における倭国の二倍年暦(一年に2歳年をとる)の存在という仮説を提起され、その後、『古事記』『日本書紀』の天皇の長寿年齢も二倍年暦によるものが見られるとされた。その研究を受けて、日本列島でいつ頃まで二倍年暦が採用されていたのかの調査において、古代戸籍にわたしは注目した。

一応の目安としては、九州年号「継体」が建元(517年)された六世紀初頭には一倍年暦の暦法が採用されていたと考えられるが、他方、人の寿命についてはそれまでの二倍年暦に基づいた二倍年齢による年齢計算がなされていた可能性についても留意が必要であった。その場合、一倍年暦による暦法と二倍年齢による年齢表記が史料中に併存するはずと考えていた。その一例として、継体天皇の寿命が『古事記』では43歳、『日本書紀』では82歳と記されており、両書の差が二倍年齢によるものと考えられることから、六世紀前半には二倍年齢の採用が継続されていたと思われる。

そこで、六世紀後半から七世紀にかけての二倍年齢採用の痕跡を探るために、現存最古の戸籍である「大宝二年籍」の年齢表記を精査した。

9. 「大宝二年籍」女子年齢の異常分布

南部昇著『日本古代戸籍の研究』(吉川弘文館、1992年)収録の「古代籍帳における女子年齢の異常分布について」(第五編第一章)に、「大宝二年籍」における女子年齢の異常分布についての岸俊男氏の指摘が次のように紹介されている。

「現存する大宝二年御野国戸籍の女子を各年齢ごとに集計してゆくと、二十二歳—三十三歳—四十二歳—五十二歳—六十二歳とほぼ十年ごとの周期で、この年齢に属する女子人口が異常に多いという注目すべき事実が、岸俊男氏によって報告されている。続いて、二十七歳—三十七歳—四十七歳—五十七歳—六十七歳とやはり十年間隔でこの年齢に属する女子人口も相当に多いという事実が確認されている。岸氏は、前者の人口集中を大ピークと呼び、後者の人口集中を小ピークと呼んでいるが、同様の現象は大宝二年西海道戸籍についても指摘され、大宝二年時における、ほとんど全国的な現象であったと推定されている。

そこで、問題はこの事実をいかに解釈するかということになるのであるが、岸氏はこれを造籍との関連で説明している。すなわち、日本の戸籍は最初は男丁のみを記載し、ある時期

からこれに女子を付加するようになったのではないかという推定と、大ピーク・小ピークの各年齢が一二年前の庚寅年籍(六九〇年)においては、五歳・十歳・十五歳というように五歳ごとの完数に適合するという着眼によって、庚寅年籍作成のとき、『女子のみは年齢を五歳ごと、または十歳ごとに区切り、それを基準として記入するようなことが行われたのではなかろうか』というのである。』(『日本古代戸籍の研究』360頁)

このような岸氏の推定について、南部氏は「女子年齢の異常分布を造籍との関係で説明しようとしたことは慧眼」と評価しながらも、自説を次のように説明している。

「とくに私は、岸氏の指摘した大ピーク・小ピークは庚寅年籍によって生み出されたものではなく、『自庚午年籍至大宝二年四比之籍』すなわち、庚午年籍・庚寅年籍・『持統九年籍』などによって重層的に生み出されたものと考えているので、この点、岸氏と大いに見解を異にしている。』(同書361頁)

南部氏は古代の造籍年を、『続日本紀』宝亀十年六月条に見える「自庚午年籍至大宝二年四比之籍」などを根拠に、「庚午年籍」(670年)・「庚寅年籍」(690年)・「持統九年籍」(695年)・「大宝二年籍」(702年)とされ、それぞれの造籍時に行われた操作により、女子年齢の異常分布が発生したとされた。なお、通説では「庚午年籍」・「庚寅年籍」・「持統十年籍」(696年)・「大宝二年籍」の四回の造籍とされている。

10. 造籍時の「年齢推定記入」説

「大宝二年籍」に見える女子の異常な年齢分布が生じた理由について、「庚午年籍・庚寅年籍・『持統九年籍』などによって重層的に生み出された」と南部氏は考えられ、その異常分布発生過程を次のように説明している。

「国郡司が『盗賊』や『浮浪』を把握し、これを庚午年籍に登録したとき、彼らが親族や故郷から離れていたため、その正確な年齢が不明である——本人の申告は信用できない——場合がしばしばあったのではないか、『盗賊』や『浮浪』ではない一般農民についても、それ以前はよるべき資料がなかったのであるから同様のことが生じたのではないかと。そして男子の場合は、その年齢が賦課と密接にかかわるので、国家の側も真剣に実年齢を究明したであろうが、女子については、おおよその推定年齢で記入したことも多かったのではないかと。八、九歳か十一、二歳かわからぬ女兒は、『十歳』と記入し、十八、十九歳か二十一、二歳かわからぬ女子は『二十歳』と記入したことも多かったのではないかと推定するのである。また、たとえば、本人がいかにも『二十三歳である』と申告してもそれが信用されず、『三十歳』と記入された場合もあったかもしれない。庚午年籍に(一)一十一二十一三十

……歳というピークが存在したとすれば——私は存在した可能性が高いと考えているのだが——それはかくして生じたものと推定されるのである。

かくして二十年後、庚寅年籍が作成されるが、庚午年籍に登録されて以来、死亡・逃亡することなく定住していた人々の年齢決定は簡単であった。本人を確定した後、庚午年籍に記入してある年齢に二〇を加算すればよかったからである。』（『日本古代戸籍の研究』382-383頁）

このような年齢不詳女兒や年齢詐称女子の年齢を、「庚午年籍」(670年)造籍時に10歳ごとにまとめて推定記入した結果、10歳ごとの年齢ピークが発生し、そのピークが「大宝二年籍」にまで遺存したとされた。

更に、「庚寅年籍」(690年)造籍時にも同様の操作が行われた結果、大ピークが大きくなり、「持統九年籍」(695年)での同様操作により小ピークが発生したことを精緻に論証し、「大宝二年籍」に見える女子の異常年齢分布についての説明に成功された。そして、この異常分布の傾向は男子にも見られることを指摘された。

わたしはこうした南部さんの論証は有力と思うのだが、造籍時の「年齢推定記入」だけでは、「大宝二年籍」の異常年齢分布を完全には説明できないと考える。

1.1 「大宝二年籍」33歳大ピーク発生の説明が困難

「大宝二年籍」に見える女子の異常な年齢分布が生じた理由について、庚午年籍を始めとして「庚寅年籍」・「持統九年籍」などの造籍時に、10歳ごとにまとめて推定記入した結果、10歳ごとの年齢ピークが発生し、そのピークが「大宝二年籍」にまで遺存したとする南部昇氏の説は概ね納得できる。しかし、「庚午年籍」造籍時になぜ年齢が不詳・不審とされる人々が存在していたのか。この点について南部氏の次の説明だけでは不十分と思われる。

「国郡司が『盗賊』や『浮浪』を把握し、これを庚午年籍に登録したとき、彼らが親族や故郷から離れていたため、その正確な年齢が不明である——本人の申告は信用できない——場合がしばしばあったのではないか、『盗賊』や『浮浪』ではない一般農民についても、それ以前はよるべき資料がなかったのであるから同様のことが生じたのではないか」（『日本古代戸籍の研究』382-383頁）

南部氏は、「一般農民についても、それ以前はよるべき資料がなかった」とされるが、「大宝二年籍」にはピーク年齢以外の多くの人々の年齢が記載されており、この事実から「一般農民」は基本的に自らの年齢を把握しており、一部の農民に年齢不詳・不審のケースがあったと理解すべきである。

さらに指摘されたピークを精査すると、次の疑問点が見えてくる。それは33歳の大ピー

クの存在だ。南部氏の仮説によれば、大宝二年(702年)の造籍時に33歳の人は、「庚午年籍」(670年)造籍時に年齢不詳・不審により、まとめて「一歳」として年齢認定されたということになる。それは当時、乳幼児年齢の人たちであり、母親や養育者が身近にいないと生きていけない人たちだ。そうであれば、その乳幼児の年齢は母親や養育者が知っていたはずであり、造籍を担当した地方役人たちもその申告をそのまま登録すればよいわけであるから、年齢不詳・不審によるピークは少なくともこの年齢層には発生しにくいはずである。従って、南部氏の仮説だけでは「大宝二年籍」の33歳のピーク発生理由をうまく説明できないのだ。

1.2. 「庚午年籍」造籍時での「二倍年齢申告」説

わが国最初の全国的な戸籍とされる「庚午年籍」造籍時に存在したとされる、年齢が不詳・不審の人々とはどのような人々であろうか。南部氏が推定した「親族や故郷から離れていたため、その正確な年齢が不明(本人の申告は信用できない)な人々や、よるべき資料がなかった一般農民、という理解だけでは納得し難い。

そもそも初めての造籍であれば、人々が申告した年齢をとりあえず記す他なく、その年齢が正確か否かなどは、見た目と申告年齢がよほど異なっていない限りわからない。更に言えば、造籍にあたり戸籍調査を担当した地方役人にすれば、申告年齢をそのまま上級役人に報告しても何も問題とはならないようにも思われる。上級役人も自らが戸別訪問して再確認もしない限り、その報告を信用する以外ないからである。

しかし、「大宝二年籍」にはほぼ10歳ごとの特定年齢にピークが存在しており、やはり何らかの事情があったと考えざるを得ない。そこで先に述べたように、見た目と申告年齢がよほど異なっているケースを想定するのであれば、その理由があるはずだ。例えば、「庚午年籍」造籍当時の七世紀後半に至っても、二倍年齢が採用(併用)されており、その結果、自らの年齢申告に二倍年齢を用いた人々がある程度いたのではあるまいか。

具体的には、実年齢1歳の赤ちゃんを「二歳」、実年齢2歳の乳幼児を「四歳」、実年齢3歳の幼子を「六歳」と、二倍年齢で申告されたケースだ。さすがに地方役人も、こうしたケースは不審として、それらの年齢不審の人々を全て「一歳」として登録したとすれば、その「庚午年籍」を基本として、32年後の「大宝二年籍」造籍時、あるいはそれまでの造籍時にその間の年数を加算することにより、大宝二年には三三歳のピークが出現する。他のピークも同様の理由により発生したとする解釈が可能である。

1.3. 大宝二年「御野国戸籍」の高齢者群

「大宝二年籍」は国内では現存最古の戸籍で、大宝二年に造籍されたものである。その前年に成立した『大宝律令』『戸令』に基づき、九州王朝(倭国)から王朝交替したばかりの大和朝

延(日本国)により、全国的に造籍された。残念ながらほとんどが失われ、残っているのは西海道戸籍(筑前国、豊前国、豊後国)と御野国(美濃国)戸籍の一部(断簡)だけで、古代の戸籍や家族制度を知る上で貴重な史料である。

先行研究によれば、「大宝二年籍」において西海道戸籍と御野国戸籍には大きな差異が認められ、西海道戸籍は様式や用語が高度に統一されている。通説では西海道戸籍は『大宝律令』に基づき大宰府により統一的に管理され、御野国戸籍は古い「浄御原律令」に基づいて造籍されたためと考えられている(注②)。西海道戸籍は九州王朝による造籍の伝統と優れた地方官僚組織を引き継いだため、高度で統一性を持った造籍が可能だったとわたしは推測している。いずれにしても、この西海道戸籍と御野国戸籍の差異は史料批判上留意すべき点である。

ちなみに、2012年に太宰府市国分松本遺跡から出土した七世紀後半頃(「評」の時代)の「戸籍」木簡の記述様式は、どちらかという御野国戸籍に似ていることをわたしは指摘した(注③)。

「大宝二年籍」御野国戸籍は、その戸籍年齢において注目すべき二つの史料事実がある。一つは当時としては考えにくいような高齢者が少なからず存在すること、もう一つは戸主とその嫡子の年齢差が大きい家族が多いことである。御野国戸籍には次の高齢者(70歳以上)が見える。

〔味蜂間群春部里〕

「戸主姑和子賣」(70歳)

〔本簀群栗栖太里〕

「戸主姑身賣」(72歳)

〔肩縣群肩々里〕

「寄人六人部身麻呂」(77歳)

「寄人十市部古賣」(70歳)

「寄人六人部羊」(77歳)

「奴伊福利」(77歳)

〔山方群三井田里〕

「下々戸主與呂」(72歳)

〔加毛群半布里〕

「戸主姑麻部細目賣」(82歳)

「戸主兄安閑」(70歳)

「大古賣秦人阿古須賣」(73 歳)
「都野母若帯部母里賣」(93 歳)
「戸主母穂積部意閑賣」(72 歳)
「戸主母秦人由良賣」(73 歳)
「下々戸主身津」(71 歳)
「下々戸主古都」(86 歳)
「戸主兄多比」(73 歳)
「下々戸主津彌」(85 歳)
「下中戸主多麻」(80 歳)
「下々戸主母呂」(73 歳)
「寄人石部古理賣」(73 歳)
「下々戸主山」(73 歳)
「寄人秦人若賣」(70 歳)
「下々戸主身津」(77 歳)
「戸主母各牟勝田彌賣」(82 歳)

人類史上初の高齢化社会を迎えた現代日本であれば、上記の高齢者の存在は不思議ではないが、古代はおろか中近世でも珍しい高齢者群である。わたしはこれらの高齢者の年齢は二倍年暦による計算結果ではないかと疑った。しかし、他の中年層や若年層の年齢は一倍年暦によると思われ、「大宝二年籍」全体は一倍年暦によると判断せざるを得ない。

このような戸籍年齢という史料事実を従来の古代戸籍研究では無批判に採用してきたようである。しかし、古代における二倍年暦と二倍年齢の研究を続けてきたわたしの経験と直感は、「大宝二年籍」、なかでも同「御野国戸籍」の高齢者群の存在という史料事実を歴史事実として受け入れることは学問的に危険と感じた。

1 4. 「御野国戸籍」戸主と嫡子の大きな年齢差

わたしが 25 年ほど前から古代戸籍の研究を始めたとき、古代戸籍に当時としてかなり珍しい高齢者が少なからず存在することに驚いたものである。その後、「2. 『阿波国戸籍』の超長寿群」「3. 古代戸籍における偽籍の痕跡」で紹介した偽籍という概念を知り、一応の疑問は解決できたのだが、それでもなお違和感を持ち続けてきた。それは、「大宝二年籍」のなかでも御野国戸籍におけるもう一つの注目点、戸主と嫡子の年齢差が大きいという史料事実だ(注④)。この傾向は、戸主が高齢である場合はより顕著に表れ、一つ目の注目点である高齢者が少なくないという御野国戸籍の特徴とも密接に関連していた。

このことは古代戸籍研究に於いて、従来から指摘されてきたところでもある。たとえば、南部昇『日本古代戸籍の研究』では次のような指摘がなされている。

「『大日本古文書』に記載されている八世紀前半の戸籍を検討してゆくと、第 60 図(三三三頁)に例示した型の戸がかなり多いことがわかる。これらの戸は戸主の余命幾許もないのにその嫡子はいまだ幼少である、という型の戸であるが、ここに揚げた例の外に、戸主と嫡子の年齢差が三十歳以上、四十歳以上と開いている戸は非常に多い。」(同書 315 頁)

南部氏が非常に多いと指摘されたこの傾向は戸主以外にも見られ、たとえば「御野国加毛郡半布里戸籍」の「縣主族比都自」戸に次の「寄人縣主族都野」家族の記載がある。

「寄人縣主族都野」(44 歳、兵士)

「嫡子川内」(3 歳)

「都野甥守部稻麻呂」(5 歳)

「都野母若帯部母里賣」(93 歳)※「大宝二年籍」中の最高齢者。

「母里賣孫縣主族部屋賣」(16 歳)

これを親子順に並べると、次の通りだ。

(母)「若帯部母里賣」(93 歳)―(子)「都野」(44 歳)―(孫)「川内」(3 歳)
―(子)「(不記載)」―(孫)「稻麻呂」(5 歳)
―(子)「(不記載)」―(孫)「部屋賣」(16 歳)

この母と子と孫の年齢差は 49 歳と 41 歳であり、異常に離れている。特に都野は母里賣 49 歳のときの子供となり、女性の出産年齢としては考えにくい超高齢出産だ。また、二代続けて年齢差が異常に離れていることも不可解である。当初、わたしは都野家族の年齢は二倍年暦による計算表記(二倍年齢)ではないかと考えたこともあった。二倍年齢なら、母 46.5 歳、子 22 歳、孫 1.5 歳となり、これであれば常識的な親子の年齢差となるからだ。

しかし、わたしはこの単純な二倍年齢による年齢表記とする理解を採用できなかった。なぜなら、仮に都野が一倍年齢で 22 歳とすると、「大宝二年籍(702 年)」以前の「庚寅年籍(690 年)」や「持統十年籍(696 年)」の造籍時に年齢が補足されており、一旦年齢が戸籍に登録されると、その後の造籍時に一倍年暦によりその間の年数が加算されることから、二倍年齢による更新登録は造籍手続き上不可能だからだ。

このような不可解な史料状況を合理的に説明できる仮説はあるだろうか。それとも、たまたまこうした高齢者がいて、たまたま超高齢出産により子との年齢差が大きく、たまたま子と孫の年齢差も大きかったという「たまたま」が「偶然」にも三回重なったと理解するしかないのであろうか。

1 5.「御野国加毛郡半布里戸籍」戸主と嫡子の年齢差例

八世紀前半の戸籍に「戸主と嫡子の年齢差が三十歳以上、四十歳以上と開いている戸は非常に多い」例として「御野国加毛郡半布里戸籍」の中から、顕著な四戸について関係人物を抜粋し、親子関係をわかりやすく並べ替えて紹介する。(『寧楽遺文』上巻、昭和 37 年版による)

○「中政戸務従七位下縣主族都野」戸

「下々戸主都野」(59 歳)

「戸主妻阿刀部井手賣」(52 歳)

—「嫡子麻呂」(18 歳)※41 歳差

—「次古麻呂」(16 歳)※43 歳差

—「次百嶋」(1 歳)※58 歳差

—「児刀自賣」(29 歳)※30 歳差

—「刀自賣児敢臣族岸臣眞嶋賣」(10 歳)

—「次爾波賣」(5 歳)

—「次大墨賣」(18 歳)※41 歳差

「妾秦人意比止賣」(47 歳)

—「児古賣」(12 歳)※47 歳差

「戸主姑麻部細目賣」(82 歳)

「戸主甥嶋葉」(33 歳)

—「嫡子安麻呂」(5 歳)※嶋葉と 28 歳差

—「次吉麻呂」(1 歳)※嶋葉と 32 歳差

〔解説〕戸主「都野」(59 歳)の嫡子「麻呂」(18 歳)との年齢差は 41 歳。末子の「百嶋」(1 歳)との年齢差は 58 歳で、戸主の妻「井手賣」(52 歳)が 51 歳のときの超高齢出産となる。他方、戸主の甥「嶋葉」(33 歳)とその嫡子「安麻呂」(5 歳)との年齢差 28 歳は常識的である。

○「中政戸守部加佐布」戸

「下々戸主加佐布」(63 歳)

「戸主妻物マ志祢賣」(47 歳)

—「嫡子小玉」(19 歳)※44 歳差

—「次身津」(16 歳)※47 歳差

—「次小身」(10 歳)※53 歳差

「戸主弟阿手」(47 歳)

「阿手妻工マ嶋賣」(42 歳)

- 「児玉賣」(20 歳)※阿手と 27 歳差
- 「次小玉賣」(18 歳)※阿手と 29 歳差
- 「次大津賣」(15 歳)※阿手と 32 歳差
- 「次小古賣」(8 歳)※阿手と 39 歳差
- 「次依賣」(2 歳)※阿手と 45 歳差

「戸主弟古閑」(42 歳)

- 「古閑児廣津賣」(3 歳)※古閑と 39 歳差

〔解説〕戸主「加佐布」(63 歳)の嫡子「小玉」(19 歳)との年齢差は 44 歳。末子「小身」(10 歳)とは 53 歳差。

○「中政戸秦人山」戸

「下々戸主山」(73 歳)

「戸主妻秦人和良比賣」(47 歳)

- 「嫡子古麻呂」(14 歳)※59 歳差
 - 「次加麻呂」(11 歳)※62 歳差
- 「妾秦人小賣」(27 歳)
- 「児手小賣」(2 歳)※71 歳差

「戸主弟林」(59 歳)

「林妻秦人小賣」(42 歳)

- 「嫡子依手」(30 歳)※林と 29 歳差
 - 「依手子古麻呂」(8 歳)
- 「次結」(24 歳)※林と 35 歳差
- 「次伊都毛」(16 歳)※林と 43 歳差
- 「次稲久利」(13 歳)※林と 46 歳差
- 「次奴加手」(7 歳)※林と 52 歳差

〔解説〕戸主「山」(73 歳)の嫡子「古麻呂」(14 歳)との年齢差は 59 歳。次子の「加麻呂」(11 歳)とは 62 歳差。妾「秦人小賣」(27 歳)との子「小賣」(2 歳)とは 71 歳差。

戸主の弟「林」の場合は、嫡子「依手」以外の子供たちとの年齢差が開いていることが注目される。

○「中政戸秦人阿波」戸

「下々戸主阿波」(69 歳)

- 「嫡子乎知」(13 歳)※56 歳差
- 「次布奈麻呂」(11 歳)※58 歳差
- 「次小布奈」(8 歳)※61 歳差
- 「次根麻呂」(2 歳)※67 歳差
- 「戸主の児志祁賣」(33 歳)※36 歳差

「戸主甥小人」(57 歳)

- 「嫡子知加良」(30 歳)※小人と 27 歳差
- 「次麻呂」(17 歳)※小人と 40 歳差

「戸主甥志比」(49 歳)

「志比妻不破勝族阿波比賣」(22 歳)

- 「嫡子牛麻呂」(22 歳、兵士)※志比と 27 歳差
- 「次比津自」(19 歳)※志比と 30 歳差
- 「次赤麻呂」(13 歳)※志比と 36 歳差
- 「次赤安」(8 歳)※志比と 41 歳差
- 「次吉嶋」(4 歳)※志比と 45 歳差
- 「次荒玉」(3 歳)※志比と 46 歳差
- 「児小依賣」(8 歳)※志比と 41 歳差
- 「次忍比賣」(3 歳)※志比と 46 歳差

〔解説〕戸主「阿波」(69 歳)の嫡子「乎知」(13 歳)との年齢差は 56 歳。末子「根麻呂」(2 歳)とは 67 歳差。「志比」の妻「阿波比賣」の年齢 22 歳は嫡子「牛麻呂」と同年齢であり、不審である(誤記・誤写か)。

以上の例のように、戸主と嫡子の年齢差が開いていることや、出産年齢が超高齢出産となるケースもあり、同戸籍の記載年齢をそのまま信用するのは学問的に危険である。常識的には一世代 20 年くらいとして、戸主と嫡子の年齢差は 20~30 歳程度と思われる。実際のところ、「御野国加毛郡半布里戸籍」にはそのような戸も多数ある。この一見不可解な史料状況をどのように考えるべきであろうか。

1.6. 「大宝二年籍」の年齢補正案

「御野国加毛郡半布里戸籍」の二つの疑問点、①当時としてはかなり珍しい高齢者群、②戸

主と嫡子の大きな年齢差、という史料事実を合理的に解釈するためには“七世紀における二倍年暦(二倍年齢)の採用、という仮説を導入する他ないと、わたしは考えていた。しかし、戸籍年齢を単純に半分にするという方法では、母親や若年者の年齢が若くなり過ぎることによる年齢の齟齬という新たな問題が発生するケースがあり、その仮説と方法を無条件に採用することができなかった。

また、「14.『御野国戸籍』戸主と嫡子の大きな年齢差」で紹介した「寄人縣主族都野」家族の下記の年齢も、半分にすると母46.5歳、子22歳、孫1.5歳とリーズナブルになるのだが、「都野」家族全員が「大宝二年籍」造籍時まで二倍年齢で年齢計算し、「庚寅年籍」(690年)や「持統十年籍」(696年)造籍時に登録されることもなく、大宝二年になって初めて二倍年齢で戸籍登録したとは考えにくい。中でも「都野」は「兵士」であり、徴用時に年齢は登録されていたはずで、その後も二倍年齢で戸籍年齢を更新できたとは考えられない。

〈「寄人縣主族都野」家族中の三人の年齢〉

(母)「若帯部母里賣」(93歳)―(子)「都野」(44歳)―(孫)「川内」(3歳)

そこで参考になったのが、「大宝二年籍」には「庚午年籍」(670年)造籍時に発生したと考えられる異常な年齢ピークが存在するという南部氏の下記の指摘であった。

「とくに私は、岸氏の指摘した大ピーク・小ピークは庚寅年籍によって生み出されたものではなく、『自庚午年籍至大宝二年四比之籍』すなわち、庚午年籍・庚寅年籍・『持統九年籍』などによって重層的に生み出されたものと考えているので、この点、岸氏と大いに見解を異にしている。」(『日本古代戸籍の研究』361頁)

「大宝二年籍」の記載年齢に「庚午年籍」造籍時の影響が認められるということであり、もしかすると御野国では七世紀まで二倍年齢が採用されており、初めての全国的造籍とされる「庚午年籍」造籍時に、当時の二倍年齢で年齢申告し、その後の造籍ではその年齢に一倍年暦による年数が加算されたのではあるまいか。もしそうであれば、「大宝二年籍」の年齢には次のような現象が発生する。

(1)「庚午年籍」造籍後は一倍年暦による年齢加算が造籍毎に行われるので、庚午年(670年)以後生まれの人は、それ以前の二倍年齢の影響を受けず、「大宝二年籍」の年齢をそのまま採用できる。

(2)庚午年(670年)より前に生まれた人(34歳以上)は、それまでの二倍年齢とそれ以後に加算される一倍年齢の合計が「大宝二年籍」に記載される。

従って、34 歳以上の年齢は次の補正式により、大宝二年時点の一倍年暦による年齢を推定できる。

【補正式】(「大宝二年籍」年齢-32)÷2+32 歳=一倍年暦による実年齢

この補正式を先の「都野」家族に適用すると次のようになる。

(母)「若帯部母里賣」(93 歳→62.5 歳)

(子)「都野」(44 歳→38 歳)※母親の出産年齢は 24.5 歳となる。

(孫)「川内」(3 歳)※33 歳以下なので補正の対象外。

このように、「若帯部母里賣」の年齢は 62.5 歳となり、これは当時としては普通の老人年齢であり、「都野」出産年齢も 24.5 歳となり、補正前の 49 歳と比べるとかなりリーズナブルだ。更に「都野」の年齢が 38 歳となることにより、嫡子「川内」との年齢差も 35 歳にまで縮まり、より穏当な年齢構成の家族になる。

17. 「大宝二年籍」年令補正式の検証例

「御野国加毛郡半布里戸籍」に掲載された人々、あるいはその中の特定の家族は七世紀後半に至っても二倍年暦に基づく二倍年齢で自らの年齢を数えており、その年齢が「庚午年籍」に記録され、「大宝二年籍」にまで引き継がれたという作業仮説に基づき、同戸籍中の「寄人縣主族都野」家族中の三人の年齢を補正したところ、リーズナブルな年齢構成になった。この新たな作業仮説の当否を検証するために、「15. 『御野国加毛郡半布里戸籍』戸主と嫡子の年齢差例」で取り上げた四つの戸の人々の年齢を補正してみた。次の通りだ。

○「中政戸務従七位下縣主族都野」戸

「下々戸主都野」(59 歳→45.5 歳)

「戸主妻阿刀部井手賣」(52 歳→42 歳)

—「嫡子麻呂」(18 歳)※33 歳以下で補正対象外。41→27.5 歳差。

—「次古麻呂」(16 歳)※33 歳以下で補正対象外。43→29.5 歳差。

—「次百嶋」(1 歳)※33 歳以下で補正対象外。58→44.5 歳差。

—「児刀自賣」(29 歳)※33 歳以下で補正対象外。30→16.5 歳差。

—「刀自賣児敢臣族岸臣眞嶋賣」(10 歳)※33 歳以下で補正対象外。

—「次爾波賣」(5 歳)※33 歳以下で補正対象外。

—「次大墨賣」(18 歳)※33 歳以下で補正対象外。41→27.5 歳差。

「妾秦人意比止賣」(47 歳→39.5 歳)

—「児古賣」(12 歳)※47→33.5 歳差。

「戸主姑麻部細目賣」(82 歳→57 歳)

「戸主甥嶋葉」(33 歳)※33 歳以下で補正対象外。

—「嫡子安麻呂」(5 歳)※33 歳以下で補正対象外。嶋葉と 28 歳差。

—「次吉麻呂」(1 歳)※33 歳以下で補正対象外。嶋葉と 32 歳差。

○「中政戸守部加佐布」戸

「下々戸主加佐布」(63 歳→47.5 歳)

「戸主妻物マ志祢賣」(47 歳→39.5 歳)

—「嫡子小玉」(19 歳)※33 歳以下で補正対象外。44→28.5 歳差。

—「次身津」(16 歳)※33 歳以下で補正対象外。47→31.5 歳差。

—「次小身」(10 歳)※33 歳以下で補正対象外。53→37.5 歳差。

「戸主弟阿手」(47 歳→39.5 歳)

「阿手妻工マ嶋賣」(42 歳→37 歳)

—「児玉賣」(20 歳)※33 歳以下で補正対象外。阿手と 27→19.5 歳差。

—「次小玉賣」(18 歳)※33 歳以下で補正対象外。阿手と 29→21.5 歳差。

—「次大津賣」(15 歳)※33 歳以下で補正対象外。阿手と 32→24.5 歳差。

—「次小古賣」(8 歳)※33 歳以下で補正対象外。阿手と 39→31.5 歳差。

—「次依賣」(2 歳)※33 歳以下で補正対象外。阿手と 45→37.5 歳差。

「戸主弟古閑」(42 歳→37 歳)

—「古閑児廣津賣」(3 歳)※33 歳以下で補正対象外。古閑と 39→34 歳差。

○「中政戸秦人山」戸

「下々戸主山」(73 歳→52.5 歳)

「戸主妻秦人和良比賣」(47 歳→39.5 歳)

—「嫡子古麻呂」(14 歳)※33 歳以下で補正対象外。59→38.5 歳差。

—「次加麻呂」(11 歳)※33 歳以下で補正対象外。62→41.5 歳差。

「妾秦人小賣」(27 歳)※33 歳以下で補正対象外。

—「児手小賣」(2 歳)※33 歳以下で補正対象外。71→50.5 歳差。

「戸主弟林」(59 歳→45.5 歳)

「林妻秦人小賣」(42 歳→37 歳)

—「嫡子依手」(30 歳)※33 歳以下で補正対象外。林と 29→15.5 歳差。

- 「依手子古麻呂」(8 歳)※33 歳以下で補正対象外。
- 「次結」(24 歳)※33 歳以下で補正対象外。林と 35→21.5 歳差。
- 「次伊都毛」(16 歳)※33 歳以下で補正対象外。林と 43→29.5 歳差。
- 「次稻久利」(13 歳)※33 歳以下で補正対象外。林と 46→32.5 歳差。
- 「次奴加手」(7 歳)※33 歳以下で補正対象外。林と 52→38.5 歳差。

○「中政戸秦人阿波」戸

「下々戸主阿波」(69 歳→50.5 歳)

- 「嫡子乎知」(13 歳)※33 歳以下で補正対象外。56→37.5 歳差。
- 「次布奈麻呂」(11 歳)※33 歳以下で補正対象外。58→39.5 歳差。
- 「次小布奈」(8 歳)※33 歳以下で補正対象外。61→42.5 歳差。
- 「次根麻呂」(2 歳)※33 歳以下で補正対象外。67→48.5 歳差。
- 「戸主の児志祁賣」(33 歳)※33 歳以下で補正対象外。36→17.5 歳差。

「戸主甥小人」(57 歳→44.5 歳)

- 「嫡子知加良」(30 歳)※33 歳以下で補正対象外。小人と 27→14.5 歳差。
- 「次麻呂」(17 歳)※33 歳以下で補正対象外。小人と 40→27.5 歳差。

「戸主甥志比」(49 歳→40.5 歳)

「志比妻不破勝族阿波比賣」(22 歳)※33 歳以下で補正対象外。

- 「嫡子牛麻呂」(22 歳、兵士)※33 歳以下で補正対象外。志比と 27→18.5 歳差。
- 「次比津自」(19 歳)※33 歳以下で補正対象外。志比と 30→21.5 歳差。
- 「次赤麻呂」(13 歳)※33 歳以下で補正対象外。志比と 36→27.5 歳差。
- 「次赤安」(8 歳)※33 歳以下で補正対象外。志比と 41→32.5 歳差。
- 「次吉嶋」(4 歳)※33 歳以下で補正対象外。志比と 45→36.5 歳差。
- 「次荒玉」(3 歳)※33 歳以下で補正対象外。志比と 46→37.5 歳差。
- 「児小依賣」(8 歳)※33 歳以下で補正対象外。志比と 41→32.5 歳差。
- 「次忍比賣」(3 歳)※33 歳以下で補正対象外。志比と 46→37.5 歳差。

以上の補正結果を概観すると、戸主あるいは戸主以外の父親とその嫡子との年齢差が 10 歳代中頃から 30 歳代に収まっており、補正前の年齢差と比べるとかなりリーズナブルになっている。更に、高齢者の年齢も補正の結果、他の八世紀前半の古代戸籍と似たような状況に近づいており、わたしが疑問視していた二つの問題、①当時としてはかなり珍しい高齢者群、②戸主と嫡子の大きな年齢差、の双方を解決している。従って、わたしの作業仮説は有効であり、検討すべき学問的仮説としてもよいと思われる。

18.補正式による新仮説の課題と可能性

本稿の最後に、補正式提案に至った新仮説の課題と可能性について説明する。

〔今後の課題〕

- ①「御野国加毛郡半布里戸籍」以外の古代戸籍について有効かの検証。
- ②七世紀後半に至る二倍年暦に基づく二倍年齢採用の痕跡の調査。
- ③「庚午年籍」(670年)造籍後も二倍年齢が採用されていた場合、次回造籍時、たとえば6年後に造籍されたとき、二倍年齢で12歳の子供が新たに出現することになり、その場合、33歳以下でも一倍年齢で最大6歳の誤差を「大宝二年籍」は含む可能性がある。その場合、それを検出し補正する方法が未確立。

〔可能性〕

- ①従来の古代戸籍研究の前提(史料根拠)であった「戸籍年齢」という基礎データを見直すことによる、新たな古代史研究の展開。
- ②新仮説に基づく古代戸籍の地域差分析による多元的歴史研究の進展。

これらの課題と可能性についてその一例を紹介すると、「大宝二年籍」の「筑前国川辺里戸籍」の記載年齢については補正式による年齢補正は不要なようであることから、九州王朝の中心領域では「庚午年籍」造籍時には二倍年齢が採用されていなかった、あるいは造籍時に一倍年齢による換算が行われたということが考えられる。岐阜県の山間部に位置する「御野国加毛郡半布里」との地域差を考えるうえでの一つの視点とできそうである。

また、正木裕氏(古田史学の会・事務局長)が、二倍年齢併用を前提とした同類の補正式により、養老五年(721年)造籍の「下総国葛飾郡大嶋郷戸籍」の年令補正を進められているとのこと。氏の研究の進展と発表が待たれる。

〔令和二年(2020)九月九日筆了〕

(注)

- ①古田武彦『「邪馬台国」はなかった』朝日新聞社、1971年。ミネルヴァ書房より復刻。
- ②宮本 救「戸籍・計帳」『古代の日本 9』角川書店、1971年。
- ③古賀達也「洛中洛外日記」445 話(2012/07/21)「太宰府「戸籍」木簡の「政丁」、古田史学の会HP「新・古代学の扉」に掲載。

古賀達也「太宰府『戸籍』木簡の考察 一付・飛鳥出土木簡の考察一」『古田史学会報』112号、2012年10月。

- ④正木裕氏から、田中禎昭「編戸形態にみる年齢秩序—半布里戸籍と大嶋郷戸籍の比較から—」という研究論文を紹介頂いた。古代戸籍における二倍年齢の痕跡と思われる「戸主と嫡

子の大きな年齢差]についての疑義が通説の研究者からなされたもので、注目される。当該部分を転載する。

田中禎昭(たなか・よしあき)「編戸形態にみる年齢秩序—半布里戸籍と大嶋郷戸籍の比較から—」(専修人文論集 99号 95-123、2016年) 113P~114P

【以下、引用】

大嶋郷戸籍では20歳以下の女性には配偶者・親世代尊属呼称者が1例も見えず、20歳代の女性でも同年代のわずか4.2%程度の割合でしか存在しない。つまり、「妻」「妾」の多数は41歳以上で、彼女たちが41歳以上の戸主に同籍されているという関係が見られるのである。

では、こうした戸主の配偶関係に見られる特徴は、当時の婚姻・家族の実態を反映したもののといえるのだろうか。

もし仮に、これを8世紀初頭における実態とみるならば、当時は41歳以上の高齢結婚が中心で、40歳以下の結婚が少なかったということにもなりかねない。しかし、以下に述べる点から、こうした戸籍から婚姻・家族の実態を想定する考え方が誤っているのは明らかである。

人口統計学の方法を古代戸籍研究に適用したW.W.ファリスや今津勝紀は、7~8世紀当時、平均寿命(出生時平均余命)は約30年、また5歳以上の平均死亡年齢は約40年であった事実を明らかにした。また服藤早苗は、古代には40歳から「老人」とする観念があったことを指摘している。

したがって、男性が41歳を超えてからはじめて年長の配偶者を持つとするならば、当時の平均死亡年齢を超えた男女「老人」世代に婚姻と新世帯形成のピークを認めることになってしまう。

しかし現実には、すでに明らかにされているように、7~9世紀頃における古代女性の実態的な婚姻年齢は8歳以上か13歳以上という若年であった。

それだけでなく、近年、坂江渉は古代の歌垣史料の検討から、婚姻適齢期に達した女性すべてに結婚を奨励する「皆婚」規範が存在した事実を明らかにしている。したがって、老年結婚の普遍性を示すように見える戸籍上の現象は、若年結婚が多かった当時の婚姻の実態とはまったくかけ離れていることがわかる。

【「路遇白頭翁」口語訳】※ブログ「山陰亭」より引用(句読点は古賀が付記)。

「道で白髪頭の老人に出会う」

道で白髪頭の老人に出会う。頭髪は雪のように白いのに、顔は(若者のように)赤味を帯びている。

自ら語る。

「歳は九十八歳。妻も子もなく、貧しい一人暮らし。茅で葺いた柱三間の貧居が南の山のふもとにあり、(土地を)耕しもせず商いもせず、雲と霧の中で暮らしております。財産としては家の中に柏の木で作った箱が一つ。箱の中にあるのは竹籠一つでございます。」

老人が話を終えたので、私は問うた。

「その年で若々しい顔なのはどのような仙術ゆえか。すでに妻子もなく、また財産もない。姿形や精神について詳しく述べよ。」

老人は杖を投げ出して(私が乗っている)馬の前で一礼し、丁寧に(私の言葉を)受けて語る。

「(それでは私が元気な)理由をお話し致します。(今から十年ほど前の)貞観の末、元慶の始め(の頃は)、政治に慈悲(の心)はなく、法律も不公平に運用されていました。早魃が起きても(国司は減税措置を取るよう朝廷に)申請することもせず、疫病で死ぬ者がいても(役人は食料を援助して)哀れむことはありませんでした。(かくして国内全域が荒廃し)四万余りの民家にいばらが生え、十一県に炊事の煙が立たなくなりました。

(しかし)偶然(ある)太守に出会いました。(それは)「安」を姓とする方(現在の)上野介(安倍興行)のことである(安様は)昼夜奔走して村々を巡視されました。(すると)はるばる名声に感じ入って、(課税を逃れて他国へ)逃亡した者も帰還し、広く物品を援助し、疲弊した者も立ち上がりました。役人と民衆が向かい合い、下の者は上の者をたっとび、老人と若者が手をつなぎ合い、母は子(の孝行心)を知りました。

さらに太守を得ました。(それは)「保」を名に持つ方(現在の)伊予守(藤原保則)のことである(彼は)横になったまま滞ることなく政務を執り、国内は平和になりました。春は国内を巡視しなくとも生気が隅々まで届き、秋は実り具合を視察しなくても豊作となりました。天が二つに袴が五本と通りには称讃の言葉。黍はたわわに麦はふた股と、道には(喜びの)声。

翁めは幸運にも保様と安様の徳に出会い、妻がおらずとも耕さずとも心はおのずと満ち足りております。隣組の人が衣服を提供してくれますので、体はとても温かく、近所の人と一緒に食事をしますので食べ物にも事欠きません。楽しみはその(貧しいながら悠々自適の生活)中であって、憂いや憤懣を断ち、心中には余計な思いもなく、体力を増します。(それゆえ)鬢(耳周辺の髪)のあたりが白くなることにも気付かず、自然と顔が(若々しく)桃色になるのです。」と。

私は 老人の語った言葉を聞き、礼を述べて老人を帰らせ(話の内容を)振り返って思う。「安」を姓とする人には私の兄の(ような)恩義がある。「保」を名に持つ人には私の父の(ような)慈愛がある。(この国には)すでに父兄の恩愛が残っている。どうか(私も彼等の)積み重ねた善行(の遺産)によって上手く治めたいものだ。(だが)とりわけ昔どおりには行かないのはどの事柄だろう。

(詩の題材となる)明るい月や春の風は時世にそぐわない。(興行殿の)奔走をまねようとしても身体が皆ままならず、(保則殿の)臥聴に倣おうとしても(そこまで)年齢を重ねていない。その他の政治の手法にも変更がないことはないだろう。奔走する合間に私は(政務の一端として)詩を詠もう。